

尾張旭市選挙管理委員会（平成30年第6回）会議録

- 1 開催日時
平成30年12月18日（火）
開会 午後1時30分
閉会 午後1時50分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 3階 講堂1
- 3 出席委員
委員長 日比野美次
委員 森賀則、加藤隆広、戸谷都江
- 4 欠席委員
0人
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 大内裕之、次長 鈴木寛朋、係長 齋場智充
- 7 議事
第19号議案 尾張旭市長選挙の期日等の決定について
- 8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから平成30年第6回の選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、お忙しい中にも関わらず、急遽お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>既にご承知のことと思いますが、水野義則市長は、12月市議会定例会の初日、先月の28日に、議会の場で辞意を表明されました。そして、昨日、地方自治法の規定に基づき、議長へ退職の申出をされ、本日、12月市議会定例会の最終日でしたが、議会におきまして、同意の手続きがとられました。</p> <p>本日の議題は、市長の退職に伴う選挙の期日などを決定する議案となっております。</p> <p>それでは、委員長お願いいたします。</p>
-----	--

<p>委員長</p>	<p>それでは、早速「議題」に入らせていただきます。</p> <p>第19号議案「尾張旭市長選挙の期日等の決定について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、第19号議案「尾張旭市長選挙の期日等の決定について」説明させていただきます。</p> <p>公職選挙法第111条第1項の規定により、市長が退職を申し立てた場合、申立の日から5日以内に市議会の議長から選挙管理委員会へ通知することになっております。これを受け、公職選挙法第34条第1項及び第4項の規定により選挙管理委員会はこの通知を受けた日から、50日以内に選挙を執行することになります。今回の場合、平成30年12月17日に市長から議長へ退職の申し立てがあり、12月18日に議長から選管への通知を受領しました。</p> <p>このため選挙の期日としては、12月18日の翌日から50日目にあたる2月6日までの間の日ということとなります。</p> <p>日曜日を投票日とすることを前提とさせていただき、そして、年末年始を挟むことや今後の選挙事務のスケジュール、また、愛知県知事選挙が2月3日に執行されることを勘案させていただきまして、同時選挙となります2月3日を尾張旭市長選挙の期日として定めようとするものでございます。</p> <p>また、公職選挙法第34条第6項の規定により、指定都市以外の市長の選挙にあっては、少なくとも7日前に告示しなければならないと規定されていますので、選挙期日の7日前にあたる平成30年1月27日を選挙期日の告示日として定めるものでございます。</p> <p>第19号議案の説明については以上でございます。</p>

委員長	では、第19号議案について、何かご質問等はありませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。第19号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	全員挙手（原案可決）
委員長	第19号議案は可決されました。 本日の議題は、これですべて終了しましたが、その他ということで事務局から何かありますか。
事務局	○今後のスケジュールについて ○12月尾張旭市議会定例会での、選挙に関する質問について ・投票済証の交付について ○次回日程 平成30年12月27日（木）午前9時30分から 於：301会議室 その後、午前10時30分から立候補説明会

委員長	本日の議題は、これですべて終了いたしましたので選挙管理委員会を閉じさせていただきます。
-----	---